

(二) 児童（母子）の福祉

児童福祉

児童福祉法第1条において、全ての児童は「適切に養育されること」「生活を保障されること」「愛され、保護されること」「心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られること」「その他の福祉を等しく保障されること」等の権利を有していると明記されております。

第2条においては、全ての国民は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならないと規定され、その責任を保護者とともに、国及び地方公共団体に課しています。

1. 家庭児童相談

下記の相談件数の表は、ひたちなか市において令和3年度から令和7年度に受けた新たな相談の件数を計上したものです。

相談内容は、養護相談が全体の約85%と高い割合を占めています。養護相談の内訳としましては、虐待に関する相談が約71%を占め、虐待相談以外のその他の相談としましては、家族関係の悩み、保護者の疾患等に関する相談や経済不安となっており、これらの問題が複合化している相談も増えています。

新規相談対応件数（表1）

種別		新規相談対応件数				
		R3	R4	R5	R6	R7
養護相談	児童虐待相談 (1)	115	233	150	220	191
	その他の相談 (2)	62	99	154	104	77
保健相談	保健相談 (3)	1	1	0	3	0
障害相談	肢体不自由相談 (4)	0	0	0	0	0
	視聴覚障害相談 (5)	0	0	0	0	0
	言語発達障害等相談 (6)	0	1	0	0	0
	重症心身障害相談 (7)	0	0	0	0	0
	知的障害相談 (8)	0	0	1	0	0
	発達障害（自閉症等）相談 (9)	11	7	2	7	2
非行相談	ぐ犯行為等相談 (10)	0	0	1	0	0
	触法行為等相談 (11)	0	0	0	0	0
育成相談	性格行動等相談 (12)	9	3	27	8	8
	不登校相談 (13)	4	3	6	7	8
	適性相談 (14)	0	0	0	0	0
	育児・しつけ相談 (15)	3	6	5	9	3
その他の相談	その他の相談 (16)	9	10	8	1	2
特定妊婦 (17)		22	24	29	20	24
計	計 (18)	236	387	383	379	315

(参考) ※全国の市町村における新規の児童相談受付件数(令和6年度)：482,228件

※児童相談所における児童虐待相談対応件数(令和6年度)：223,691件

※「特定妊婦」とは、出産後に養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいいます。

2. 子育て短期支援事業

ひたちなか市では、保護者の疾病等により、一時的に家庭で児童を養育することが困難となった場合に利用できる制度として、児童福祉施設等において短期間、児童の養育を行う子育て短期支援事業を実施しています。

下の表は、ひたちなか市が子育て短期支援事業の養育施設として契約している施設等の一覧です。児童福祉法の改正により、子育て短期支援事業の受入れ先として里親への委託が可能となったことから、里親による短期養育も行っております。

(表 2)

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

区 分	施 設 名 称	所 在 地
乳児院	日本赤十字社 茨城県支部乳児院	水戸市小吹町 2673-1
	同仁会乳児院	高萩市肥前町 1-80
	さくらの森乳児院	つくば市高崎 802-1
児童養護施設	チルドレンズ・ホーム	那珂市額田北郷 771-1
	石崎学園	茨城町上石崎 4698-2
	内原和敬寮	水戸市小林町 1186-84
	つくば香風寮	つくば市高崎 802-1
	臨海学園	高萩市肥前町 1-80
	同仁会子どもホーム	高萩市秋山 712-1
	みどり園	水戸市開江町 1069-7
	誉田養徳園	常陸太田市瑞龍町 1425 番地
	日照養徳園	日立市川尻町 4-20-12
	樹学園	茨城町小幡 2765-4
	若草園	那珂市鴻巣 1191
ファミリーホーム	ファミリーホーム いちのいえ	日立市滑川町 2-22-21
里親	市内里親 9 家庭	ひたちなか市内
	市外里親 5 家庭	水戸市、那珂市

3. 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児に支援が必要な子育て世帯等を家事支援ヘルパーが訪問し、食事の準備、洗濯、掃除、買物の代行その他の家事に関する支援やもく浴の介助、保育所等への送迎及び付き添い、子育て支援に関する情報提供等、育児に関する支援を実施しています。

4. 要保護児童対策地域ネットワーク

児童虐待の防止及び要保護児童等の早期発見、早期対応のため、民生委員・児童委員や児童相談所、警察、学校、保育・医療・福祉などの関係機関と連携して、情報の共有、支援計画に関する協議や進行管理をおこないます。

5. 保育所

就学前の幼児及び乳児の保育にあたるべき保護者が、保育できない状況にあるとき、かわって保育することを目的とした施設です。

入所にあたっては、当該世帯の市町村民税所得割額の課税額に応じて保育料が決定されます。

国の基準では、所得階層を段階に分けて徴収することになっていますが、当市では段階を細分化するとともに、国基準よりも金額を低く設定するなど、保護者に対する軽減策を講じています。

(1) 市内の保育所の所在地及び定員等 (表3)

区分	保 育 所 名	所 在 地	利用 定員	保育児の年齢
公 立	東石川保育所	東石川 1475	120	満 3 ヶ月から就学前の子ども
	つだ保育所	津田 1950-1	140	満 3 ヶ月から就学前の子ども
	那珂湊第一保育所	西十三奉行 13214-2	90	満 6 ヶ月から就学前の子ども
	高野いろは保育所	高野 216-1	19	満 3 ヶ月から 2 歳児の子ども
私 立	勝田保育園	東石川 3-5-1	110	満 8 ヶ月から就学前の子ども
	前渡ふたば保育園	馬渡 674-2	75	産休明けから就学前の子ども
	つくし学園	馬渡 2895-20	135	〃
	はなのわ保育園	西光地 1-6-3	90	〃
	勝田すみれ保育園	枝川 2560	100	満 6 ヶ月から就学前の子ども
	たんぽぽ保育園	中根 4506-1	100	産休明けから就学前の子ども
	たかば保育園	高場 1615	340	〃
	なかや保育園	佐和 612-3	130	〃
	勝田あすなろ保育園	武田 901-2	220	〃
	清心保育園	高野 1782-5	270	〃
	堀川保育園	八幡町 5-14	200	〃
	平磯保育園	平磯町 5042	135	〃
	湊保育園	湊中央 1-7-17	54	満 3 ヶ月から就学前の子ども
	柳沢保育園	柳沢 454-3	110	産休明けから就学前の子ども
	野いちご保育園	大成町 12-2	80	〃
	金上保育園	金上 1235-1	90	〃
	海の子保育園	磯崎町 4625-10	90	〃
	おーくす佐野保育園	稲田 606-1	120	〃
	あずみの森保育園	中根 3327-3	120	〃
合 計			2,938	

※定員は令和 8 年 4 月現在の利用定員、産休明けは生後 57 日以降

(2) 保育料

令和8年度保育料徴収基準額表

階層区分	世帯の定義		保育料(月額:円)	
			保育標準時間	保育短時間
			3歳未満児	3歳未満児
第1	生活保護世帯等		0	0
第2	ア 市町村民税が非課税の世帯		0	0
	イ アに該当する世帯のうちひとり親世帯等		0	0
第3	ア 市町村民税の額が均等割の額のみの世帯		9,000	8,800
			4,500	4,400
	イ アに該当する世帯のうちひとり親世帯等		5,000	4,900
			0	0
第4	市町村民税所得割課税額が右の区分のいずれかに該当する世帯	ア 48,600 円未満	12,000	11,700
			6,000	5,850
		イ アに該当する世帯のうちひとり親世帯等	6,000	5,800
			0	0
第5	市町村民税所得割課税額が右の区分のいずれかに該当する世帯	ア 48,600 円以上 62,000 円未満	18,000	17,600
			9,000	8,800
		イ アに該当する世帯のうちひとり親世帯等	6,000	5,800
			0	0
第6	市町村民税所得割課税額が右の区分のいずれかに該当する世帯	ア 62,000 円以上 77,101 円未満	26,000	25,500
			13,000	12,750
		イ アに該当する世帯のうちひとり親世帯等	6,000	5,800
			0	0
		ウ 77,101 円以上 97,000 円未満	26,000	25,500
			13,000	12,750
第7	市町村民税所得割課税額が右の区分のいずれかに該当する世帯	97,000 円以上 136,000 円未満	36,000	35,300
			18,000	17,650
第8	市町村民税所得割課税額が右の区分のいずれかに該当する世帯	136,000 円以上 169,000 円未満	41,000	40,300
			20,500	20,150
第9	市町村民税所得割課税額が右の区分のいずれかに該当する世帯	169,000 円以上 301,000 円未満	53,000	52,000
			26,500	26,000
第10	市町村民税所得割課税額が右の区分のいずれかに該当する世帯	301,000 円以上 397,000 円未満	55,000	54,000
			27,500	27,000
第11	市町村民税所得割課税額が右の区分のいずれかに該当する世帯	397,000 円以上	57,000	55,900
			28,500	27,950

<ひとり親世帯等>

母子・父子世帯，同世帯に障害をお持ちの方がいる世帯をいいます。

<3～5歳児について>

国の制度により，3歳以上児の保育料は無料です。

<多子世帯への軽減措置>

・2人目：半額（階層区分により2人目のきょうだいの数え方が異なります。）

※第1～第8階層：同居の兄弟を年齢順に1人目，2人目と数えます。

※第9～第11階層：小学校就学前の兄弟を年齢順に1人目，2人目と数えます。

・3人目以降：無料（階層区分にかかわらず無料です。）

<副食費免除について（3歳以上児）>

・副食費（おかず代，おやつ代等）は保護者の所得によっては免除となる場合があります。

(3) 保育児童の推移

1) 保育所定員及び施設数表（表4）

年 度	公立定員	私立定員	計	公立施設数	私立施設数	計
R1	350	2,535	2,885	4	19	23
R2	350	2,545	2,895	4	19	23
R3	369	2,560	2,929	5	19	24
R4	429	2,560	2,989	5	19	24
R5	429	2,575	3,004	5	19	24
R6	429	2,575	3,004	5	19	24
R7	429	2,575	3,004	5	19	24
R8	369	2,569	2,938	4	19	23

2) 年齢別入所児童数（表5）

（各年4月1日現在）

年度 年齢	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
3歳未満児	1,086	1,066	1,055	1,077	1,120	1,137	1,073	1,072
3 歳 児	559	558	574	554	545	576	583	559
4歳以上児	1,140	1,135	1,163	1,194	1,167	1,125	1,128	1,161
計	2,785	2,759	2,792	2,825	2,832	2,838	2,784	2,792

保育所への入所希望児童数は、保護者の就労機会の増加や保育料無償化の影響などにより一定の水準で推移しています。

市では、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育の必要量と適正な供給量を見込み対応しています。

6. 幼稚園

3歳児（園により満3歳）から小学校就学までの幼児の教育を行い、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を促すための教育施設です。なお、保育料は無料です。

（1）公立幼稚園

令和8年4月1日現在

幼 稚 園 名	所 在 地	利用 定員	園児数			
			3歳児	4歳児	5歳児	合計
佐野幼稚園	稲田 25 番地	140	9	13	20	42
東石川幼稚園	東石川 1-1-3	140	6	10	8	24
那珂湊第三幼稚園	西十三奉行 13251-1	90	11	14	24	49
合計		370	26	37	52	115

(2) 私立幼稚園

令和8年4月1日現在

幼稚園名	所在地	利用定員	園児数				
			満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
勝田第一幼稚園	勝田本町 13-2	300	0	73	83	79	235
勝田第二幼稚園	津田 1929	180	0	23	45	41	109
明成幼稚園	高場 1135	240	0	32	33	44	109
明成田彦幼稚園	田彦 1400-5	180	0	27	31	31	89
栄光幼稚園	松戸町 1-16-10	450	0	97	107	102	306
はなのわ幼稚園	東石川 2759-2	190	0	42	52	58	152
合計		1,540	0	294	351	355	1,000

7. 児童館

屋内での活動を主とし、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにすると共に、みらい子育てネット（旧母親クラブ）、子ども会等の地域組織活動の育成、助長を図る等、児童の育成に関する機能を有する児童厚生施設であり、その状況は次のとおりです。

(1) 名称 那珂湊児童館

(2) 所在地 海門町1丁目6番9号

(3) 敷地面積 501.44㎡

(4) 建築延面積 338.42㎡

(5) 施設の部屋等

図書室、集会室、遊戯室、湯沸室、トイレ、事務室、その他

(6) 職員

館長（子ども政策課長兼務） 1名

児童厚生員（会計年度任用職員） 3名

(7) 利用状況（令和7年度）

月	利用児童数	一般利用	開館日数
4	67	100	25
5	121	107	24
6	127	131	25
7	133	123	26
8	97	54	25
9	131	129	24
10	126	128	26
11	171	119	23
12	186	167	27

1	140	114	23
2	105	93	22
3	128	133	25
計	1,532	1,398	295

8. 子育て支援拠点

近年の少子化や核家族化の進展に伴い、地域で支えあう意識が薄まっている現状を踏まえ、保育所あるいは公的施設内に子育て支援拠点施設を開設し、担当の保育士を配置し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行い、子育てに対する不安を気軽に相談したり、親と子どもの交流を広げる場を提供しています。

(設置箇所) 子育て支援センター 14箇所(公立2箇所・民間12箇所)
非常設型 1箇所(民間1箇所)

9. 子育てサロン

子育て中の親子を中心とした地域住民が、気軽に・無理なく・楽しく・自由に集い、子育ての相談や情報交換、趣味の活動等を通して子育てを楽しみ、仲間づくりを行うふれあい活動の場です。

(設置サロン数) 14サロン

10. ファミリー・サポート・センター

地域の子育てと高齢者の生活を支援するため、「援助をして欲しい方」と「お手伝いできる方」を会員組織化して活動する相互援助組織で、以下のようなサポートを行っております。

◆サポート内容

[育児支援]

- ・保育所、幼稚園、学童クラブ等への送迎
- ・買い物、外出、病気回復期等の際の子どもの預かり
- ・産前産後における妊産婦のお世話、子どもの見守りまたは家事援助

[生活支援]

- ・食事づくり、洗濯、掃除等
- ・話し相手、安否確認等

◆活動時間 午前7時から午後9時まで(12月28日～翌年1月5日は除く)

◆利用料 1時間あたり500円

(事務局) ひたちなか市社会福祉協議会(委託先)

11. 母子福祉

(1) 母子・父子・寡婦福祉資金の概要 (表8)

(令和7年4月)

貸付金の種類	貸 付 金 内 容	貸 付 の 対 象	貸 付 金 の 限 度				措 置 期 間 ・ 償 還 期 限	利 子		
事業開始資金	事業を始めるのに必要な費用 (店の設備、機械や材料、商品の購入等)	母子家庭の母・父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	(個 人)	3,580,000円			貸付の日から1年間 措置期間経過後7年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%		
			(団 体)	5,370,000円						
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続する費用 (商品、材料購入、店の改造、拡張等)	母子家庭の母・父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	(個 人)	1,790,000円			貸付の日から6ヵ月間 措置期間経過後7年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%		
			(団 体)	1,790,000円						
修 学 資 金 (月 額)	20歳未満の児童が高等学校、大学、大学院、 高等専門学校又は専修学校で修学するために 必要な費用 (授業料、書籍代、交通費等)	母子・父子家庭の児童 父母のいない児童 寡婦が扶養している子	高 校 専修(高等)	公立	(自宅)	27,000円	(自宅外)	34,500円	就学終了後6ヵ月 措置期間経過後20年以内	無利子
				私立	(自宅)	45,000円	(自宅外)	52,500円		
			専修(専門)	公立	(自宅)	67,500円	(自宅外)	78,000円		
				私立	(自宅)	89,000円	(自宅外)	126,500円		
			短 大	公立	(自宅)	67,500円	(自宅外)	96,500円		
				私立	(自宅)	93,500円	(自宅外)	131,000円		
			大 学	公立	(自宅)	71,000円	(自宅外)	108,500円		
				私立	(自宅)	108,500円	(自宅外)	146,000円		
			大学院	修士課程	132,000円					
				博士課程	183,000円					
専修学校(一般過程)			54,000円							
技能習得資金 (月 額)	事業を始めたり、又は就職するために必要な知識技 能を習得するための費用(訪問介護員、パソコン、 栄養士等)	母子家庭の母・父子家庭の父 寡婦	(一般月額)	68,000円			知識技能習得後1年 措置期間経過後20年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%		
			(特別一括)	816,000円						
			自動車運転免許の取得	460,000円						
修 業 資 金 (月 額)	20歳未満の児童が事業を始めたり就職するた めに必要な知識を習得するために必要な費用	母子・父子家庭の児童 父母のいない児童 寡婦が扶養している子	(月 額)	68,000円			知識技能習得後1年 措置期間経過後20年以内	無利子		
			自動車運転免許の取得	460,000円						
			(高校3年在学で就職を希望する者)							
就職支度資金	父母又は20歳未満の児童が就職するのに必要な費 用(被服費等)	母子家庭の母・父子家庭の父 母子・父子家庭の児童 父母のいない児童、寡婦	(一 般)	110,000円			貸付の日から1年間 措置期間経過後6年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1% ※児童は保証人の 有無に係わらず無 利子		
			(特 別)	340,000円						
医療介護資金	1年以内の医療又は介護保険法に規定する保険給付 に係るサービスを受けるために必要な費用	母子家庭の母・父子家庭の父 母子・父子家庭の児童 寡婦	(医 療)	340,000円			医療又は介護期間満了後6ヵ月 措置期間経過後5年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%		
			(特 別)	480,000円						
			(介 護)	500,000円						
生 活 資 金 (月 額)	父母が①知識技能を習得している間②医療もしくは 介護を受けている間③母子家庭又は父子家庭になっ て7年未満④失業して1年以内の生活を安定・継続 するために必要な生活費⑤児童扶養手当受給相当収 入となって原則3ヵ月以内の生活を安定・継続する ために必要な生活費(児童扶養手当受給者は除く) ③④については、おおむね6ヵ月以内に経済的自立 が見込める方。	母子家庭の母・父子家庭の父 寡婦	①月額	141,000円			(①技能習得) 習得期間満了後6ヵ月を経過するまで 措置期間経過後20年以内 (②医療又は介護) 期間満了後6ヵ月を経過するまで 措置期間経過後5年以内 (③7年未満の者) 期間満了後6ヵ月を経過するまで 措置期間経過後8年以内 (④失業中の者) 貸付終了後6ヵ月を経過するまで 措置期間経過後5年以内 (⑤緊急生活安定) 習得期間満了後6ヵ月を経過するまで 措置期間経過後10年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%		
			②月額	114,000円						
			③月額	114,000円						
			(総額2,736,000円以内)							
			養育費取得のための裁判費用(12月分) 1,386,000円							
			④月額	114,000円						
			※①～④は生計中心者でない場合 月額 76,000円							
			⑤月額	46,690円						
住 宅 資 金	住宅の建設、購入、補修、保全、改築、又は増築 するために必要な費用	母子家庭の母・父子家庭の父 寡婦	(通常時)	1,500,000円			貸付の日から6ヵ月間 措置期間経過後6年以内(特別は7年以内)	保証人有：無利子 保証人無：年1%		
			(特別貸付)	2,000,000円						
転 宅 資 金	住居を移転するため住宅の賃借に際し、必要な費 用(敷金等)	母子家庭の母・父子家庭の父 寡婦	260,000円				貸付の日から6ヵ月間 措置期間経過後3年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%		
就学支度資金	20歳未満の児童が小学校、中学校、高校、大学 及び修業施設に入学、入所するのに必要な費用(被 服費等) ※他の機関と同種の資金との併用は不可	母子・父子家庭の児童 父母のいない児童 寡婦が扶養している子	小学校(所得税非課税世帯)	64,300円			就学終了後6ヵ月 (就学) 措置期間経過後20年以内 (修業) 措置期間経過後5年以内	無利子		
			中学校(所得税非課税世帯)	81,000円						
			国公立高校・専修(一般)	160,000円※						
			私立高校・専修(高等)	420,000円※						
			国立大学・国立専修(専門)	430,000円※						
			私立大学・私立専修(専門)	590,000円※						
			※自宅通学の場合は10,000円差引いた額							
結 婚 資 金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童が婚 姻に際し必要な費用	母子・父子家庭の児童	330,000円				貸付の日から6ヵ月間 措置期間経過後5年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%		

※この資金の償還に当たり滞納があった場合、年3.0%の違約金が徴収されますので計画的に活用してください。

(2) ひとり親家庭相談

県は、ひとり親家庭の身の上相談・福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を置いています。

区 分	場 所	電 話
母子・父子自立支援員	福祉相談センター 地域福祉課	0 2 9 (2 2 6) 1 5 1 3

1 2. 子育て支援センターふぁみりこ

子育て支援の拠点として子育て家庭が安心して集える場の提供のほか、子育て家庭に対する育児不安等についての相談事業、子育てに関する情報の発信や地域の子育てサロンへの支援等を行っています。

(1) あそびのひろば

火曜～日曜日 午前9時から11時30分、午後1時30分から4時
(月曜休館。月曜が祝日の場合は翌火曜が休館。)

令和7年度 開所日数 306日
利用登録者数 2,099人
利用者数 24,890人 (平均81人/日)

(2) 子育て相談(電話相談・来所相談・保育士による相談)

火曜～日曜日 午前9時から午後4時(月曜休館。月曜が祝日の場合は翌火曜が休館。)

令和7年度 相談件数 284件(保育士相談 87件
保健師相談 197件)

(3) 所在地

ひたちなか市石川町11-1(子育て支援・多世代交流施設内)

1 3. 子育て支援センターひまわり

子育て家庭の親と子どもが気軽に集い、相互に交流を深める場を提供しています。また、育児不安等についての相談事業を行っています。

(1) あそびのひろば

月曜～金曜日 午前10時から12時、午後2時から4時

令和7年度 開所日数 242日
利用登録者数 590人
利用者数 4,136人(平均17人/日)

(2) 子育て相談(電話相談・来所相談・保育士による相談)

月曜～金曜日 午前10時から午後4時
相談件数 39件

(3) 所在地

ひたちなか市津田1950-1(ひたちなか市立つだ保育所内)